

8) 廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)により規制されています。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により、廃棄物の排出を抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることを定められており、規制基準は表38～表40に示すとおりです。

表38 特別管理産業廃棄物の判定基準

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物		処理物		汚泥	廃酸 廃アルカリ	処理物	
		廃酸 廃アルカリ	左記以外	廃酸 廃アルカリ	左記以外			廃酸 廃アルカリ	左記以外
	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]	[mg/ℓ]
アルキル水銀	ND	ND	ND			ND	ND	ND	ND
水銀	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				3	0.3	0.3	3	3	0.3
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
シス-1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チラウム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1・第5	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6	判定基準省令 別表第5	廃掃法施行規則 別表第1	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6

注)1.NDとは検出されないことを示す。

2.廃酸・廃アルカリについては含有試験、その他は溶出試験による基準とする。但し、ダイオキシン類については含有試験による基準とする。

表39 最終処分場の浸透水基準

項目	基準値	項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チラウム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	BOD 20mg/L以下 又は COD 40mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		

注)1.一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に技術上の基準を定める省令別表2

2.安定型産業廃棄物のみの埋立処分において、埋立地の浸透水の水質が上記の基準に適合していること(表中の(*)はいずれかの項目を月に1回(埋立処分が終了した埋立地においては3月に1回)以上、それ以外の項目は1年に1回以上、検査を行うこと)。

表 40 最終処分場の浸出水処理設備放流基準

項目	基準値	項目	基準値 [放流先]
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	[海域以外の公共水域] 50mg/L以下(暫定)
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下		[海域] 230mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下	ふっ素及びその化合物	15mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4の値と硝酸態窒素の合計200mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下		
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	pH	[海域以外の公共水域] 5.8 ~ 8.6
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下		[海域] 5.0 ~ 9.0
シアン化合物	1mg/L以下		
PCB	0.003mg/L以下	BOD	60mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	COD	90mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	浮遊物質量	60mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	鉱油類(ノルマルヘキサン抽出物質)	5mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	動植物油脂類(ノルマルヘキサン抽出物質)	30mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	フェノール類	5mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	銅	3mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	亜鉛	2mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	溶解性鉄	10mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	溶解性マンガン	10mg/L以下
1,1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L以下	全クロム含有量	2mg/L以下
チラウム	0.06mg/L以下	大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³
シマジン	0.03mg/L以下	窒素含有量	120mg/L以下 (日間平均60 mg/L以下)
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	リン含有量	16mg/L以下 (日間平均8mg/L以下)
ベンゼン	0.1mg/L以下		
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下		

注)1.一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に技術上の基準を定める省令 別表1

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB処理法）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進することが定められており、規制基準は表41に示すとおりです。

表 41 環境に影響を及ぼすおそれの少ないPCB廃棄物の基準

廃棄物の種類	基準
廃油	0.5mg/kg以下
廃酸又は廃アルカリ	0.03mg/ℓ以下
廃プラスチック類又は金属くず	付着していない、又は封入されていないこと
陶磁器くず	付着していないこと
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	0.003mg/ℓ以下